

E. 各種支援

1. 課外活動指導者の交通費補助

甲南大学父母の会では、登録されている指導者に出張旅費などを援助する制度を設けています。

※以下、父母の会、「課外活動の指導出張旅費の支出に関する内規」より抜粋。

[対象となる学生の団体活動]

第1条 この出張旅費支出の対象となる学生の団体活動は大学が承認した課外活動団体が原則として所定の試合参加届、合宿旅行届のいずれかを予め学生部長に届け出て行うものに限る。

[対象となる費用]

第2条 この出張旅費の対象となる費用は、原則として前項の課外活動に当該団体の課外活動団体顧問(以下「顧問」という。)及び監督・コーチ等の課外活動団体指導者(以下「指導者」という。)が参加した場合に限り、その顧問及び指導者の行程となる交通機関に要する交通費・宿泊費の実費とする。

ただし、勤め先等より、自宅から勤め先までの通勤手当が支給されており、指導出張の経路に通勤手当が支給されている区間を含む場合は、当該区間の旅費は支給しない。

・宿泊費 上限1日10,000円

・交通費 自家用車を使用した場合、通行料金・駐車料金のみ

2. 海外遠征のための出張旅費についても前号に準ずるが、年間69,000円を超える場合はその超える部分について半額を補助する。ただし総額において20万円を限度とする。

(事実の照合)

第3条 この出張旅費支出の対象となる事項に関する事実の照合は、課外活動団体の責任者が学生生活支援センターへ提出した届書に顧問・指導者が同行していることを記載しているものについてその行事の完了後に行う。

事実と異なる申請が判明した場合、事実発生日に遡って返納しなければならない。

(予算上の制限)

第4条 この出張旅費は本会予算の指導出張旅費から支出し、以下のように規程する。

顧問 1名上限 69,000円

顧問・監督兼任 1名上限 200,000円

指導者(Category1) 0円・Category1とはCategory2、Category3に属さない指導者をいう。

指導者(Category2) 1団体上限 69,000円...Category2とは学生生活支援センターが開催する安全講習会に当該指導者が出席し、金甲賞授賞式に当該指導者もしくは学生が出席していることを条件とする。なお「指導者」とは学生生活支援センターが委嘱した指導者をいう。また、事前にやむを得ない理由が申告されていれば出席扱いとすることができるが、無断欠席の場合Category2とは見なさない。

指導者(Category3) 1団体上限 200,000円...Category3とはスポーツ強化支援室が認定した当該団体で、学生生活支援センターが委嘱した指導者をいう。

※Category2の条件を満たしていなければなりません。